

高知県収用委員会概要

【令和7年度版】

高知県収用委員会事務局

目 次

1	収用委員会の概要	1
2	収用委員会委員及び予備委員	2
3	収用委員会事務局	2
4	収用委員会開催状況	3
5	収用事件処理件数.....	3
6	起業者別収用事件処理件数	4
7	事業別収用事件処理件数	4
8	収用事件一覧	5

1 収用委員会の概要

(1) 収用委員会の組織及び運営

収用委員会は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図るため、土地収用法第51条に基づき、知事から独立した機関として各都道府県に設置されている行政委員会で、土地等の収用又は使用、損失補償などの問題について審理し、裁決をするなど種々の権限をもっています。

収用委員会は、委員7人で組織され、ほかに予備委員2人以上を置くこととされています。

委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に関して、優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命します。

委員及び予備委員の任期は3年で、再任を妨げません。委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が就任し、その任期は、前任者の残任期間となります。

収用委員会には、会長及び会長代理を置くこととされています。会長及び会長代理は、委員のうちから互選され、委員会を代表し、議事その他の会務を総理します。

収用委員会が会議を開き、又は議決するには、会長及び3人以上の委員の出席が必要です。

収用委員会が裁決を行うには、審理を経なければなりません。審理は原則として公開で行われます。

(2) 収用委員会の主な権限及び裁決事項

【権 限】

- ア 土地などの収用及び使用の権利取得裁決及び明渡裁決
- イ 和解及び協議の確認
- ウ 損失の補償の裁決
- エ 土地の緊急使用の許可
- オ あっせん委員の推薦
- カ 仲裁委員の推薦

【裁決事項】

権利取得裁決における裁決事項

- ア 収用又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
- イ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
- ウ 権利取得の時期
- エ その他

明渡裁決における裁決事項

- ア 明渡しに係る損失の補償
- イ 明渡しの期限
- ウ その他

損失の補償の裁決における裁決事項

- ア 損失の補償
- イ 補償すべき時期

2 収用委員会委員及び予備委員

令和7年4月1日現在

職名	氏名	区分	任期	当初の就任年月日	就任 回期	備考
会長	近藤啓明	法律	令和5年1月1日 ～ 令和7年12月31日	平成23年1月1日	5期	弁護士
会長代理	山本洋子	経済	令和5年1月1日 ～ 令和7年12月31日	平成14年1月1日	8期	不動産鑑定士
委員	稲田知江子	法律	令和6年7月17日 ～ 令和9年7月16日	平成15年7月15日	8期	弁護士
委員	長瀧正隆	経済	令和4年5月15日 ～ 令和7年5月14日	令和4年5月15日	1期	団体役員
委員	長山育男	法律	令和6年1月1日 ～ 令和8年12月31日	令和6年1月1日	1期	弁護士
委員	高橋隆	行政	令和6年1月1日 ～ 令和8年12月31日	令和6年1月1日	1期	
委員	藤田美津子	行政	令和6年7月17日 ～ 令和9年7月16日	令和6年7月17日	1期	
予備委員	中澤純夫	行政	令和6年7月17日 ～ 令和9年7月16日	令和6年7月17日	1期	
予備委員	野村卓司	経済	令和4年5月15日 ～ 令和7年5月14日	令和4年5月15日	1期	団体役員

3 収用委員会事務局

【沿革】

昭和27年1月1日 土木部監理課職員が収用委員会の事務を担当
 昭和32年5月1日 事務局制の新設により土木部監理課職員が事務局書記を兼務
 昭和36年4月1日 事務局長制の新設により土木部監理課長が事務局長を兼務
 土木部監理課への用地係新設により同係が事務局書記を兼務
 昭和37年4月1日 土木部監理課への収用係新設により同係が事務局書記を兼務
 昭和42年4月1日 機構改革により土木部用地砂利課審査係が事務局書記を兼務
 昭和49年4月1日 機構改革により土木部用地課審査係が事務局書記を兼務
 昭和51年4月1日 機構改革により土木部用地管理課審査係が事務局書記を兼務
 昭和56年4月1日 事務局独立、現在に至る。

【体制】

事務局長 1名 チーフ 1名 主幹 2名

4 収用委員会開催状況

区分		年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
		開催日数	11	12	20	20	10	73
実施回数	委員会会議	11	12	20	20	9	72	
	裁決の会議	1		2	5	1	9	
	審理			1	3		4	
	現地調査			1	3		4	
	その他			2	2	2	6	

5 収用事件処理件数

区分		年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計	
		権利取得 裁決	前年度繰越				1	5	1
申請			1	4	1			6	
種類	裁決						5	1	6
	和解								
	取下げ								
明渡裁決	前年度繰越	1			1	5	1	8	
	申立て		1	4	1			6	
	種類	裁決	1				5	1	7
		和解							
		取下げ							
損失補償 裁決	前年度繰越								
	申請								
	裁決等								
協議の 確認	前年度繰越								
	申請								
	協議の確認								

6 起業者別収用事件処理件数

区 分 \ 年 度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
高 知 県				2		2
高 知 県 知 事						
国 土 交 通 大 臣				6	2	8
市	1			2		3
村						
高 知 県 知 事						
国 土 交 通 大 臣						
高 知 県						
国 土 交 通 大 臣						
市						
計	1			10	2	13

7 事業別収用事件処理件数

区 分 \ 年 度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
道 路				8	2	10
都 計 道 路	1			2		3
河 川						
ダ ム ・ 発 電 所						
空 港						
学 校						
港 湾						
刑 務 所						
旅 客 運 送						
都 計 下 水 道						
都 計 公 園						
道 路 河 川						
ほ 場 整 備						
計	1			10	2	13

8 収用事件一覧

年度	起業者	事 件 名	事業認定告示等 及び裁決申請等 の 年 月 日	裁決等の 種類及び 年 月 日	審理、現地 調査、裁決 会議等回数
令和 2 年度	南国市	高知広域都市計画道路事業 (3・4・6号高知南国線) (元高収第1号)	事業認可告示 H23.10.21 明渡申立て R元.6.12	明渡裁決 R 2. 5.20	審 理 1 現地調査 1 裁決会議 1
令和 5 年度	高知県	一般国道493号改築工事(北川道路2 -2工区)及びこれに伴う附帯工事 (3高収第1号・第2号)	事業認定告示 R 3. 9.30 裁決申請・申立て R 4. 2. 3	権利取得・ 明渡裁決 R 5. 4. 5	審 理 1 現地調査 1 裁決会議 3
	南国市	高知広域都市計画道路事業 (3・3・11号南国駅前線) (4高収第1号・第2号)	事業認可告示 H23.10.21 H30. 3.20 R 3. 5.14 裁決申請・申立て R 4.12.19	権利取得・ 明渡裁決 R 5. 6.21	審 理 1 現地調査 1 裁決会議 1
	国土交通 大 臣	一般国道56号改築工事 (窪川佐賀道路・高知県高岡郡四万十町平 串字高尾地内から同町富岡字松ノ下地地 内まで及び同町見付字カヤノ木地内から 同町金上野字見付越地内まで)及びこれ に伴う町道付替工事 (4高収第5号・第6号)	事業認定告示 R 4. 9.26 裁決申請・申立て R 5. 2.20	権利取得・ 明渡裁決 R 5. 8.16	審 理 1 現地調査 1 裁決会議 1
	国土交通 大 臣	一般国道56号改築工事 (窪川佐賀道路・高知県高岡郡四万十町平 串字高尾地内から同町富岡字松ノ下地地 内まで及び同町見付字カヤノ木地内から 同町金上野字見付越地内まで)及びこれ に伴う町道付替工事 (4高収第7号・第8号)	事業認定告示 R 4. 9.26 裁決申請・申立て R 5. 2.20	権利取得・ 明渡裁決 R 5. 8.16	審 理 1 現地調査 1 裁決会議 1
	国土交通 大 臣	一般国道56号改築工事 (窪川佐賀道路・高知県高岡郡四万十町平 串字高尾地内から同町富岡字松ノ下地地 内まで及び同町見付字カヤノ木地内から 同町金上野字見付越地内まで)及びこれ に伴う町道付替工事 (4高収第3号・第4号)	事業認定告示 R 4. 9.26 裁決申請・申立て R 5. 2.20	権利取得・ 明渡裁決 R 5. 9. 6	審 理 1 現地調査 1 裁決会議 1
令和 6 年度	国土交通 大 臣	一般国道56号改築工事 (窪川佐賀道路・高知県幡多郡黒潮町荷稻 字ツグミバタ地内から同町小黒ノ川字菖 蒲ノ切れ地内まで)並びにこれに伴う町 道及び農業用水路付替工事 (5高収第1号・第2号)	事業認定告示 R 5. 3.28 裁決申請・申立て R 5.10.13	権利取得・ 明渡裁決 R 6. 4.24	審 理 1 現地調査 1 裁決会議 1

令和7年3月31日現在